

令和8年度 定時総会開催

神奈川労務安全衛生協会川崎北支部の令和8年度定時総会を4月24日（金）「てくのかわさき」において開催し、123事業場（出席24事業場 委任状99事業場）の参加がありました。

冒頭、宮下支部長が議長に選任され、令和7年度の事業、収支決算及び会計監査の報告に続き、令和8年度の事業計画案、収支予算案及び令和8年度支部役員改選案の全ての議案が満場一致で承認されました。

その後、宮下支部長、拝師新支部長の挨拶に続き、来賓の川崎北労働基準監督署の佐藤署長及び公益社団法人神奈川労務安全衛生協会の古屋専務理事より祝辞を頂戴し、盛会のうちに滞りなく閉会しました。



宮下 支部長



拝師 新支部長



佐藤 署長



古屋 専務理事

令和8年度 事業計画（抜粋）

基本方針

(公社)神奈川労務安全衛生協会川崎北支部は、社会的責任の重さと役割を認識し、公益目的事業の推進に努め、各事業場における労働災害の防止、健康保持増進、適正な労働条件の確保等のための活動を促進し、労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与する事業を推進いたします。

(1)事業計画立案の考え方

労働安全衛生法および労働基準法等に基づく技能教育・特別教育等を開催する他、第14次労働災害防止推進計画の重点業種対策、労働災害防止に係る業種別対策等を受けて川崎北労働基準監督署管内の各事業場における労働災害の防止、過重労働対策、健康保持増進、適正な労働条件の確保等のための活動を推進いたします。

労働安全衛生法や関連法令などについては、川崎北労働基準監督署を初めとする関係機関と連携を密にし、会員事業場のニーズの把握を行い、労務管理強化・労働災害防止に寄与する「参加しやすく、ためになり、分かりやすい」講習会、研修会を他支部とも連携を図りながら企画、開催いたします。

<事業>

- ① 労働基準法及び関係法令の普及啓蒙活動の促進
- ② 労働災害防止及び職業性疾病予防のための活動の促進
- ③ 労働安全衛生法による技能講習、特別教育等の実施
- ④ 講演会、講習会等の開催
- ⑤ 労働条件に関する相談活動
- ⑥ 情報資料等の収集、調査・研究及び広報
- ⑦ その他、当協会の目的を達成するために必要な事業

(2)予算についての考え方

予算編成にあたっては、事業計画及び前年度実績を勘案し、今後の見通しに即した適切な計上を行い、年度の途中で収支に著しい変動が生じた場合は、役員会の審議を経て対処します。

神奈川労務安全衛生協会川崎北支部長 就任のご挨拶

三菱ふそうトラック・バス株式会社
 拝師 道彦



令和8年度より川崎北支部長を仰せつかりました、三菱ふそうトラック・バス株式会社の拝師です。前任の宮下様から引き継ぎ、2年間、川崎北労働基準監督署のご指導の下、支部役員の皆様と連携し、会員企業の皆様のご理解・ご支援をいただきながら、支部活動の活性化と発展に寄与できるよう、微力ながら全力で努めてまいり所存です。何卒よろしくお願いたします。

現在、「第14次労働災害防止計画（川崎北計画）」の5か年計画において、折り返し地点となる重要な時期を迎えています。本計画では「一人の被災者も出さないという基本理念」のもと、本年度、当支部におきましても、この計画の着実な実施を最優先事項として取り組んでまいります。

現在の私たちが直面している安全衛生上の大きな課題は、労働力の高齢化と技術革新への対応です。働く高齢者の増加に伴い、「転倒」や「腰痛」といった行動災害が全産業で増加傾向にあります。これらへの対策として、身体機能の維持に向けた支援や、作業環境の改善といった「エイジフレンドリー」な職場づくりが急務です。また、深刻な人手不足の中、未熟練労働者や外国人労働者への安全教育も欠かせない要素となっています。

支部では、これらの課題に対してタイムリーに対応できるよう、講習会やセミナーの充実はもちろん、現場の声を反映した支援策の強化や、情報提供の迅速化にも取り組んでまいります。

支部活動は、会員企業様のご活用とお声によって成り立っています。今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、会員企業様の益々のご発展と、関係者の皆様のご健勝を心より祈念申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

神奈川労務安全衛生協会川崎北支部長 退任のご挨拶

日本電気株式会社玉川事業場
 宮下 裕一郎



この度、神奈川労務安全衛生協会川崎北支部の支部長を退任するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。在任中は会員の皆様、並びに関係各位から多大なるご支援とご協力を賜りましたこと、心より厚く御礼申し上げます。

今、私たちが置かれている令和8年度の世界情勢は、混迷を極めています。急速なデジタル技術の進展が産業構造を根本から変える一方、不安定な国際情勢に起因するエネルギー価格の高騰や物価高は、地域経済に深刻な影を落としています。特に労働現場においては、少子高齢化に伴う決定的な人手不足が常態化し、限られた人員でいかに安全を担保し、生産性を維持するかが、かつてないほど喫緊の課題となっています。

翻って我が支部の現状に目を向けますと、誠に厳しい局面に立たされています。川崎北支部の主要事業である教育・講習会の受講者数は減少傾向にあり、会員数の減少にも歯止めがかからない状況が続いております。これに伴う財政基盤の弱体化は、支部の存立を揺るがしかねない重い課題となっております。

しかし、こうした苦境にあるからこそ、当協会の存在意義が改めて問われていると私は確信しています。技術革新が進み、現場の「人」が希少な宝となるこれからの時代、労働者の命と健康を守る「安全衛生」の重要性は、相対的に高まりこそすれ、下がることは決してありません。川崎北支部が長年培ってきた専門知識と地域のネットワークは、この荒波を乗り越えるための羅針盤となるはずで

最後になりますが、新体制のもと、当支部がこの難局を打破し、地域の安全文化の旗振り役としてさらなる発展を遂げられますことを切に願っております。私自身、一会員として、今後も微力ながら当支部の活動を支えてまいり所存です。

皆様の事業場の安全と、ご健勝を祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。

令和8年度川崎北支部役員

支 部 長	三菱ふそうトラック・バス株式会社	副 支 部 長	富士通株式会社Fujitsu Technology Park
労務部会長	東京応化工業株式会社	衛生部会長	株式会社ゼネラル
労務副部会長	株式会社ミットヨ本社	衛生副部会長	旭ダイヤモンド工業株式会社玉川工場
労 務	東急テクノシステム株式会社	衛 生	日本電気株式会社玉川事業場
労 務	キヤノン株式会社小杉事業所	衛 生	三菱ふそうトラック・バス株式会社【兼務】
安全部会長	株式会社光洲産業	広報部会長	学校法人聖マリアンナ医科大学
安全副部会長	ふそう陸送株式会社	広報副部会長	NECプラットフォームズ株式会社
安 全	日電電装株式会社		
安 全	富士通株式会社Fujitsu Technology Park【兼務】		

令和8年度神奈川労働局の重点施策

すべての人がいきいきと働くかながわを目指して

- I 賃金引上げに向けた支援と非正規雇用労働者への支援
- II リ・スキリングの推進
- III 人手不足対策
- IV 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

I 賃金引上げに向けた支援と非正規雇用労働者への支援（要約）

1 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者等への生産性向上のための支援

・生産性向上や非正規雇用労働者の処遇改善などを通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ支援助成金パッケージ」の周知を行う。

【神奈川県最低賃金】

最低賃金額（時間額）	効力発生效年月日
1,225円	令和7年10月4日

・「働き方改革推進支援センター」が実施するワンストップ相談やセミナーの活用を促すとともに、賃上げの原資が確保されるよう、中小企業庁・公正取引委員会と連携して価格転嫁・取引適正化の徹底を図る。

2 同一労働同一賃金の遵守の徹底

・労働局が労働基準監督署と連携して同一労働同一賃金に関する報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高める。

・基本給・賞与について労働基準監督署による点検要請等の実施や支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

3 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

IV 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり（要約）

1～5（略）

6 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

・長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間数が80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施する。

・建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制遵守には、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解が重要であるため、上限規制特設サイト「はたらきかたススム」の活用等により、上限規制や配慮の重要性を周知する。

(2) 労働条件の確保・改善対策

・基本的労働条件の枠組みの確立をはじめとする法定労働条件の確保に取り組むとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。

(3) 改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底

・令和7年5月に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、令和8年4月1日を中心に段階的に施行される。

(4) 第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の推進

・高年齢労働者の労働災害防止及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

・業種別の労働災害防止対策の推進

(5) 労働者の健康確保対策の推進

・労働者の健康保持増進対策への取組

・メンタルヘルス対策等の取組

・治療と仕事の両立支援の推進

(6) 化学物質等による健康障害防止対策

・STOP！熱中症クールワークキャンペーン

・化学物質の適切な取扱い管理

・石綿ばく露防止措置の徹底

(7) 労災保険給付の迅速・適正な処理

お手伝いします「健康相談」

地域産業保健センターでは、産業保健サービスを無料で受けられます。お申し込みください。

労働者数 50 人未満の小規模の事業者や小規模事業場で働く人を対象に

労働安全衛生法で定められた保健指導等の産業保健サービスを提供しています。

事業者に義務付けされている「産業医による従業員の就業区分判定」および「長時間労働者の面接指導」をどのように進めていますか？

地域産業保健センターでは、これらのご相談をお受けしております。

まずは、気軽にご相談ください。

- | | |
|---|------------------|
| 1.健康診断の結果についての医師の意見聴取
(産業医による従業員の就業区分判定) | 3.長時間労働者に対する面接指導 |
| 2.健康相談 | 4.高ストレス者に対する面接指導 |
| ① 脳・心臓疾患リスク者保健指導 | 5.ワンストップサービス |
| ② メンタルヘルス不調者相談・指導 | ①健康応援ゼロ災無料出張サービス |
| ③ ストレスチェック相談・指導 | ②健康教育無料出張サービス |
| ④ その他の健康相談 | ③化学物質管理に関する相談 |
| | ④こころの健康づくり計画 |

利用できるサービスの詳細やお申し込みは、下記からアクセスください。

web から簡単に申し込みが可能です

(スマホからはこちら)



(パソコンからはこちら)

<https://www.kanagawas.johas.go.jp/publics/index/546/>

(FAX の場合)

裏面申込書をご記入の上、送信してください。

*地域産業保健センターの利用には事前の申し込みが必要です。また利用回数には制限がありますので、あらかじめご了承ください。

川崎北地域産業保健センター

《対象地区：中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区》

〒211-0053

川崎市中原区上小田中 6-10-1 中央ビルセントラルマンション 1 階

電話：044-322-0314 FAX：044-322-0315

E-mail：kksampo@aioros.ocn.ne.jp

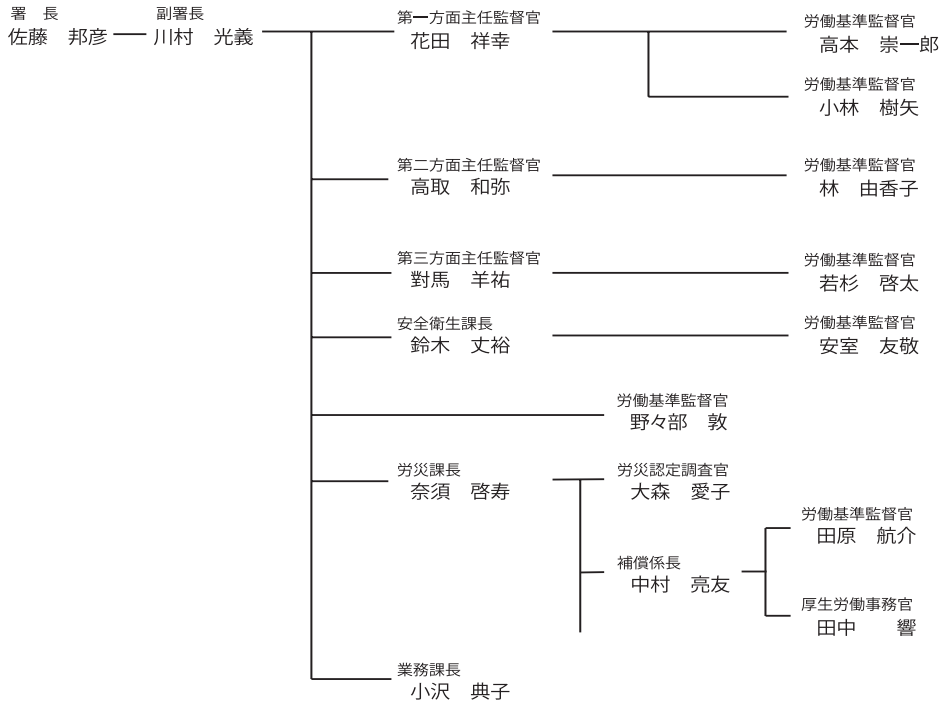


川崎北労働基準監督署人事異動（令和8年4月1日付）

（転入者）

副署長	川村 光義	（鶴見署 副署長）
第一方面主任監督官	花田 祥幸	（横浜西署 第一方面主任監督官）
第三方面主任監督官	對馬 羊祐	（相模原署 第三方面主任監督官）
労災課長	奈須 啓寿	（横浜西署 労災課長）
業務課長	小沢 典子	（鶴見署 業務課長）
方面監督官	高本 崇一郎	（本省）
方面監督官	若杉 啓太	（熊本労働局）
補償係長	中村 亮友	（川崎北署 労災課監督官）
労災課事務官	田中 響	（神奈川労働局 徴収課）
労働基準監督官	野々部 敦	（再任用）

川崎北労働基準監督署 組織図 令和8年度



川崎北労働基準監督署

電話 方面 044-382-3190 安全衛生課 044-382-3191 労災課 044-382-3192

令和7年 労働者死傷病報告受理状況

川崎北 労働基準監督署

（令和8年3月末現在）

業種	当年 (令和7年)	前年 (令和6年)	増減数	増減率
01 製造業小計	46	46		
02 鉱業小計				-
03 建設業小計	72	58 (1)	14	24.1%
04 運輸交通業小計	63	58	5	8.6%
05 貨物取扱小計	10	9	1	11.1%
06 農林業小計	13 (2)	13	(2)	
07 畜産・水産業小計				-
08 商業	139 (1)	102	37 (1)	36.3%
09 金融広告業	3	6	-3	-50.0%
10 映画・演劇業	1		1	-
11 通信業	15	11	4	36.4%
12 教育研究	19	16	3	18.8%
13 保健衛生業	153 (1)	183	-30 (1)	-16.4%
14 接客娯楽	64	57	7	12.3%
15 清掃・と畜	29	30	-1	-3.3%
16 官公署				-
17 その他の事業	26	29	-3	-10.3%
合計	653 (4)	618 (1)	35 (3)	5.7%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側（ ）内は死亡災害件数（内数）

不明な点は川崎北労働基準監督署までお問い合わせください。

電話 044-382-3191

働く高齢者のための安全衛生管理セミナー

1月28日(水)、大山街道ふるさと館において、川崎北支部安全部会主催による「働く高齢者のための安全衛生管理セミナー～エイジフレンドリー職場環境づくりと労働災害防止～」を開催し、全体で14名の方が受講されました。

プログラムの構成は、川崎北労働基準監督署 鈴木丈裕安全衛生課長による「第14次労働災害防止計画の概要について～高齢者の労働災害防止対策の推進～」と神奈川労務安全衛生協会 園部友子専任講師による「働く人(高齢労働者)のための安全衛生管理～エイジフレンドリーな職場を目指して～」でした。概要としては、鈴木安全衛生課長からは、高齢労働者の労働災害の現況、エイジフレンドリーガイドラインに沿った職場環境改善、高齢労働者の健康や体力の状況の把握、安全衛生教育、本年4月1日施行の高齢者の労働災害防止の推進に関する行政指針案等について講演いただきました。

また、園部専任講師からは、エイジアクション100(中災防)の活用、転倒防止・腰痛予防・熱中症予防・労働衛生3

管理(作業環境・作業・健康)の具体的な職場展開・実践について、講演いただきました。

今後、事業者としても、法改正の状況下、働く高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、対応が一層求められる流れにあり、二つのプログラムとも参加者の関心が強く示され、有意義なセミナーとなりました。



新入社員安全衛生教育

4月7日(火)、エポック中原において「新入社員安全衛生教育」を開催し、13社より53名が受講しました。

冒頭に、川崎北労働基準監督署の鈴木丈裕安全衛生課長より「安全につながる仕事の基本」と題して、職場の安全衛生管理について講演いただきました。続いて、労働安全コンサルタントの阿部丈夫氏から「危険予知訓練と安全な仕事の進め方」について、グループ討議を交えながら講義をいただき、後半には、川崎市健康福祉局の谷草太氏から「社会人として健康的な生活習慣を身につけるためのポイント等」のご説明をいただきました。

受講された方々からは、「これから職場の第一線で働くうえで、安全・健康の重要性を認識できた」、「他業種の方々とグループ討議を通じて意見交換ができ、様々な気づきに繋がった」という感想を

多数いただきました。

受講された皆様、大変お疲れ様でした。



事務局だより

〔支部行事案内〕

◎監督署届出講習会

(川崎南支部共催)

日時 6月23日 13時30分～17時00分

場所 ユニオンビル

◎有機溶剤従事者安全衛生教育

(川崎南支部、鶴見支部共催)

日時 6月25日 10時00分～17時00分

場所 カルッツかわさき

◎熱中症予防管理者講習

(川崎南支部、鶴見支部共催)

日時 6月30日 13時00分～17時25分

場所 カルッツかわさき

◎安全衛生推進者養成講習

(川崎南支部、鶴見支部共催)

日時 7月2日～3日 9時45分～16時15分

場所 カルッツかわさき

◎保護具着用管理責任者教育

(川崎南支部、鶴見支部、横浜北支部、横須賀支部共催)

日時 7月14日 9時30分～17時00分

場所 カルッツかわさき

役員雑記帳

「～新年度のスタートにあたって～」

爽やかな初夏の風が吹き抜ける季節となりました。会員事業場の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当支部の運営および事業活動に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る4月に開催いたしました「令和8年度支部定時総会」におきましては、多忙な折、24事業場にご出席をいただき、全ての議案が原案通り承認可決されましたことをご報告申し上げます。これにより、令和8年度の事業計画が本格的に始動し、新たな役員体制のもとで力強い一歩を踏み出すことができました。

昨今の社会情勢を鑑みずと、支部の事業活動を取り巻く環境は、昨年度に引き続き依然として厳しい状況が続くものと予想されます。しかしながら、このような時こそ、会員相互の連携をより一層深め、地域社会に貢献できる組織を目指してまいりたいと考えております。事務局といたしましても、新体制の役員の方々と共に、会員事業場の皆様にとって有益な情報提供や支援事業の充実に努めてまいります。今後とも、皆様の温かいご支援と積極的なご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

支部事務局長 柳田 博文